

千葉市職員措置請求（6千監（住）第1号）に係る監査結果について

千葉市職員措置請求（住民監査請求）について、監査結果をお知らせします。

1 請求の概要

（1）請求人

千葉市の住民1人

（2）請求日

令和6年5月29日

（3）請求の要旨

保健福祉局医療衛生部健康保険課は、国民健康保険料の滞納者に対する徴収業務に際し、法令解釈の誤りにより、督促状の納期限が経過した後に行うべき財産調査（30余の金融機関等への口座情報等調査）を当該納期限前に行った。これにより、第三者に個人情報に違法に提供された（令和5年度79人分、令和4年度24人分）。

健康保険課は、当該行為の是正措置として、金融機関等に当該個人情報の廃棄を依頼した。

請求人は、健康保険課が当該依頼を郵送で行ったことにより、本来は必要のない郵便費用（9,940円）という損害が発生したとして、健康保険課長または職員の管理責任者である千葉市長から千葉市に対し、当該郵便費用を返済（損害填補）するよう求めた。

2 監査の概要

（1）監査対象事項

違法な財産調査によって、本来は必要のない是正行為に係る郵便費用が発生したことについて、職員または市長に損害賠償責任はあるか。

（2）監査対象部局

保健福祉局

（3）監査結果

ア 結論

本件郵便費用及びこれに対する遅延損害金相当額については、健康保険課長が令和6年7月22日に支払ったので、請求人が主張する市の損害が填補されていると認められることから、棄却する。

イ 意見

今回の請求は、職員の法令の理解不足に起因するものであり、これにより結果として不適切な個人情報の提供が生じ、市民からの信頼を損なう事態が生じたことは誠に遺憾である。

市においては、請求人からの問い合わせ等を端緒とし、再発防止の取組として、事務処理マニュアルに、国税徴収法に規定する財産調査が可能な時期を明記するなどの対策を講じているところではあるが、法令等に基づく適正な事務処理について組織を挙げて徹底し、市民の市政への信頼回復のため全力で取り組むことを要望する。